

音威子府村安全報告書（2025 年）

（音威富士スキー場）

第1 ペアリフト・第2リフト

1. 利用者の皆様へ

音威子府村の索道事業に対して、日頃のご利用とご理解、誠に有難うございます。

当スキー場は、経営理念の第一に安全の確保を掲げ、職員一丸となり法令の遵守とともに安全輸送に心がけております。

本報告書は、鉄道事業法に基づき、輸送の安全確保のための取り組みや、安全の実態について、自ら振り返るとともに広くご理解いただくために公表するものです。

皆様からの声を輸送の安全に役立てたいと存じますので、今後ご意見などお寄せいただきますようよろしくお願い申し上げます。

音威子府村長 遠 藤 貴 幸

2. 基本方針

音威子府村の経営理念の第一は、安全の確保です。「安全基本方針」を次のように掲げ、村長以下従業員に周知・徹底しております。（※以下、当村安全管理規定より抜粋）

（輸送の安全を確保するための方針）

第2条 村長及び副村長は、安全第一の意識をもって事業活動を行える体制の整備に努めるとともに、索道施設及び職員を総合活用して輸送の安全を確保するための管理の方針その他事業活動に関する基本的な方針は次項によるものとし、安全の確保に関する業務の実施状況を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

2 村長、副村長及び職員（職員に準ずるものを含む。以下「職員等」という。）の安全に係る行動規範（安全の基本理念、安全方針）は、次とおりとする。

- （１） 一致協力して輸送の安全の確保に努めること。
- （２） 輸送の安全に関する法令及び関連する規程（本規程を含む。以下、「法令等」という。）をよく理解するとともにこれを遵守し、厳正、忠実に職務を遂行すること。
- （３） 常に輸送の安全に関する状況を理解するよう努めること。
- （４） 職務の実施に当たり、推測に頼らず確認の励行に努め、疑義のある時は最も安全と思われる取り扱いをすること。
- （５） 事故・災害等が発生したときは、人命救助を最優先に行動し、すみやかに安全適切な処置をとること。
- （６） 情報は漏れなく迅速、正確に伝え、透明性を確保すること。
- （７） 常に問題意識を持ち、必要な変革に果敢に挑戦すること。

3 第１項の方針に基づき策定した索道施設及び職員等に係る安全性の維持、向上のための施策は、適宜見直すものとし、当該施策及びこれに基づく取り組みの実績その他安全に関する情報については、毎年度、これをとりまとめ安全報告書として公表する。

3. 事故等の発生状況とその再発防止措置

- | | |
|-------------------|----|
| （１）索道運転事故（人身傷害事故） | 〇件 |
| （２）インシデント（事故の兆候） | 〇件 |
| （３）行政指導等 | 〇件 |
| （４）災害等（地震や暴風雨、豪雪） | 〇件 |

4. 輸送の安全確保のための取り組み

（１）人材教育

当村では、輸送や皆様の安全に役立つよう、シーズン営業開始前に全従業員を対象に施設及び取扱についての安全教育を実施しています。

（２）緊急時対応訓練

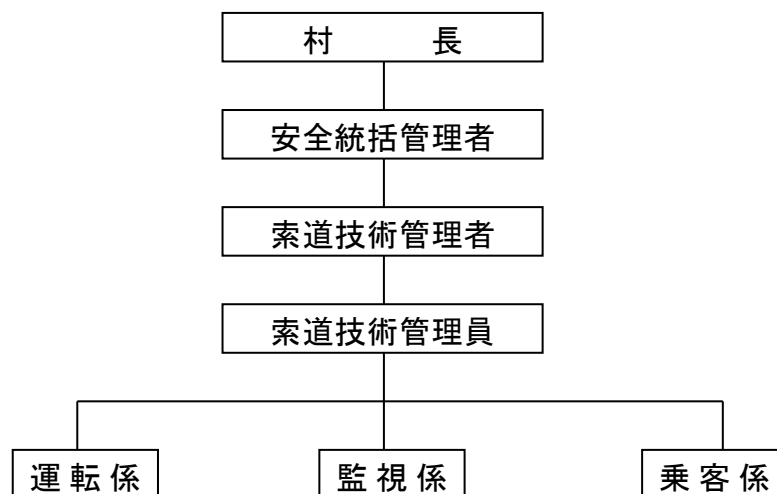
毎年、シーズン営業開始前に、救助訓練を、全従業員を対象に実施しています。

（３）安全のための取り組み

毎年、安全の維持・向上の為、索道の安全管理を行っています。

5. 当村の安全管理体制

村長をトップとする安全管理組織を構築し、各責任者の責務を明確にしています。



6. 利用者の皆様の連携とお願い

- (1) お客様に「安全」「安心」に信頼される索道を作るため、利用者の皆様からいただいたご意見などを役立てています。
- (2) リフト乗車時の注意事項
 - ① 乗り方に慣れないお客様は、係員にその旨を申し出てください。
 - ② 空き缶・煙草の吸殻・その他の物品を、乗っているリフトから投げ捨てないでください。
 - ③ 搬器から飛び降りたり、搬器を揺らしたりしないでください。
 - ④ 「乗り場位置」に素早く移動し、スキー・ボードを正しく前に向けて搬器を待ってください。
 - ⑤ 改札後は、係員の指示に従ってください。

7. 連 絡 先

安全報告書へのご感想、当村への取り組みに対するご意見をお寄せください。

〒098-2501

北海道中川郡音威子府村字音威子府 444 番地 1

音威子府村役場 経済課 産業振興室 商工観光労働係

TEL : 01656-5-3313 FAX : 01656-5-3837

E-mail : sangyoushinkou@vill.otoineppu.hokkaido.jp